

令和5年度(2023年度)久里浜中学校 部活動に係る運営方針

第1章 部活動の目標

- (1) 学校の教育活動の一環として、豊かな人間性を育む指導・運営体制を構築する。
- (2) 部活動の特性を生かし、バランスの取れた学校生活を送れるようとする。
- (3) 教育課程との関連を図り、生徒の自主性・自発性を育てるよう、指導を工夫する。

第2章 部活動運営方針

1 指導・運営体制

(1) 部の設置

各部に所属する生徒数や教員数、部活動技術者の派遣状況、部活動指導員に配置等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正数の部を設置する。

(2) 指導体制

- ア 部活動顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- イ 新たな部は設置しないが、大会等への参加を希望する生徒がいる場合の対応については、毎年度確認し、校長が判断する。

2 適切な指導の実施

(1) 部活動の実施に当たっては、次の点に留意する。

- ア バランスのとれた学校生活への配慮等を含めた生徒の心身の健康管理
- イ 事故防止の徹底（活動場所における施設、設備の点検、安全対策等）
- ウ 体罰やハラスメントの根絶の徹底

(2) 部活動の顧問は、適切な部活動を推進するため、年間活動計画、月別活動計画、月別活動実績を作成し、校長に提出する。

(3) 活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。

3 休養日等の設定

オーバーユースや持続的な負荷によって発症する障害、バーンアウトなどを予防するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスをとれた生活が送ることができるよう、適切な休養日等を確保する。休養日等の設定については、以下の基準とする。

- | |
|--|
| <p>(1) 週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。）</p> <p>(2) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、週休日及び学校の休業日は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。</p> |
|--|

- (3) 週当たりの活動時間が平日放課後や週休日等の活動時間と合わせて16時間を超えない範囲の中で、生徒の健康面に配慮しながら計画的に実施する。また、週休日に活動した場合の翌月曜日は実施しないこととする。
- (4) 校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。また、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体等の活動休養日を設けるなどの工夫をする。

なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、月間単位、年間単位で柔軟に設定する。この場合、月間では、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日以上の休養日を設けること、また、單一年度内に、平日及び週休日それぞれにおいて少なくとも52日以上に相当する休養日を設けることとする。

4 大会等の参加

週末等に開催される様々な大会・試合・コンクール・地域行事等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮する。

校長は、上記を踏まえ、学校の部活動が参加する大会等を精査する。また、こうした取組を推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。

5 部活動統廃合について

生徒数の減少に伴い、職員も減少する。その際、現在の部活動数では、各部活動の顧問を確保することができないことから、部活動数が課題となるため、部活動の統廃合は、以下の通りとする。

- (1) 運動部において大会参加（団体）人数に満たない時、翌年度に新入生が入部しない場合は、その翌年度には募集しない。
- (2) 文化部は、統合できる部を検討する。
- (3) 文化部の最小活動人数を6人とする。それを下回る場合は、(1)と同じ扱いとする。

令和5年度(2023年度)横須賀市立久里浜中学校 部活動年間計画

1 指導目標

本校の特色を生かしながら、部活動の環境を整えるとともに、次の点を重視しながら最適な活動が行えることを目指します。

- (1) 学校の教育活動の一環として、豊かな人間性を育む指導・運営体制を構築する。
- (2) 部活動の特性を生かし、バランスの取れた学校生活を送れるようにする。
- (3) 教育課程との関連を図り、生徒の自主性・自発性を育てるよう、指導を工夫する。

2 指導方針

- (1) 顧問間で連携を図り、指導法の研修に努め、効果的で効率的な活動を実践する。
- (2) 年間を通じて、見通しを持った計画的な指導を行う。また、生徒や保護者とその計画を共有する。
- (3) 生徒の自主的、自発的な活動であることを踏まえ、部長会など生徒組織を有効に機能させる。
- (4) 「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」と「横須賀市立久里浜中学校部活動に係る活動方針」に則り、各顧問はその指導について絶えず見直し、改善すべき点は速やかに改善する。

3 指導体制

- (1) 顧問長は校務分掌上に位置付け活動の全般を司る。
- (2) 運動部、文化部それぞれに代表者1名をおき、活動場所の調整等を行う。

運動部

部活名	顧問名	部活名	顧問名
陸 上	浜野・角田	サッカー	河野・小島
野 球	岡島・坂爪	体 操	秋本・佐藤
ソフトテニス	宮崎・菊池・宮田	バドミントン	志賀・長島英
卓 球	伊藤・阿部	剣 道	長島萌・郡司
バスケットボール	木戸岡・長谷川	水 泳	岡・能代
バレーボール	梅村・宮永	個人参加競技	
柔 道	永山・星山		

文化部

部活名	顧問名	部活名	顧問名
吹奏楽	遠藤・黒澤	科 学・家庭科	濱・大嶋・西村
演 劇	馬見・原崎	美 術	渡邊・池谷
生 花	小林・青柳		

4 年間活動計画

- (1) 各部ごとに作成する。
- (2) 年間計画をもとにして、月間活動計画を作成する。

5 活動規約

第1章

(1) 入部を希望する生徒は、保護者の了解を得て入部届を学級担任に提出して印をもらい、その後顧問に提出する。また、学年進級ごとに新たに継続届を提出する。

(2) 退部を希望する生徒は、保護者の了解を得て退部届を顧問に提出して了承を得る。その後学級担任に報告をする。

(3) 新入生は、4月の仮入部期間に複数の部活動に体験参加することができる。なお、1日に一つの部の見学あるいは参加を基本とし、1日に複数の部活動に仮入部することはしない。また退部後、新たな部に入部したいときは、1週間程度の仮入部期間を顧問の判断で設けることができる。

第2章 活動日

(1) 週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に連続して大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。)

(2) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、週休日及び学校の休業日は3時間程度を原則とし、活動を行う。

(3) 校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。また、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体等の活動休養日を設けるなどの工夫をする。

第3章 活動時間

(1) 平日について

- ① 朝練習は行わない。
- ② 放課後の活動は、右表のように活動時間を定める。
- ③ 学期末・学期はじめの短縮日課期間については、その都度定める。

月	終了	完全下校
夏期(3~9月)	17:45	18:00
移行期(2・10月)	17:15	17:30
冬期(11月~1月)	17:00	17:15

(2) 冬期に公式大会等がある場合は、大会1週間前より30分の活動時間延長が認められる。

(3) 長期休業中の活動時間については別に定める。

第4章 活動全般について

- (1) 顧問の指導のもとに活動する。顧問が出張等で不在の場合は活動は行わない。
- (2) 部で責任をもち、事故やけが、破損を未然に妨げるよう常に意識する。
また、顧問が不在の時に発生した場合は速やかに顧問に報告する。
- (3) 時間を守って活動し、顧問立会いのミーティングを行ってから下校する。
- (4) 貴重品は持つてこない。ただし、特別な事情で持ってきたときは、必ず部でまとめ、顧問に預ける。
- (5) 校外での活動は、入部届を提出することで承諾するものとする。
- (6) 3年生の引退後の活動については以下の通りとする。

○受験前の活動について

部活動の内容が受験に必要がある場合、スポーツ推薦として顧問との確認が取れている生徒は活動を継続することを認める。ただし、スポーツ推薦の区分ではないが、顧問間で確認のされている生徒は、学年・担任・顧問の許可を得て参加することが認められる。その場合、必ず保護者と相談の上、参加することとする。

○受験後の活動について

対象者は、3月に演奏会が予定されている吹奏楽部、3月に公式戦がある部の生徒、スポーツ推薦者、スポーツ推薦の区分ではないが顧問間で確認がされている生徒は、顧問、担任、保護者と相談の上で参加することができる。

3年生の引退後の部活動参加するにあたっての確認事項

- ① 部活動参加については、本来1・2年生中心の活動の場となっていることから、練習の流れを妨げたり、自己中心的な活動になったりしないことを約束し、実行すること。
- ② 高校入学までに、部活動だけではなく、学習に取り組む姿勢も大切にすること。授業や家庭学習、課題提出など、今まで以上に努力すること。
- ③ 学校や部活動のルールを必ず守り、片付け、終わりのミーティングなどにも毎回参加し、1, 2年生の模範となる行動をすること。

第5章 服装・更衣等について

- (1) 校内の活動の服装については、本校指定のジャージ・半袖体操服・ハーフパンツとする。加えて、部内で揃えたジャージ・ユニフォーム・Tシャツ等での活動も認められている。
- (2) 冬期の防寒着については、部で揃えたウインドブレーカーの着用を認めている。

(3) 休日の活動については、原則的に部活動として校内で行うときは上記に準ずる。

また校外での活動については、上記を基本とするが、専門部等で確認のある場合においては顧問の判断に委ねる。

(4) 更衣は、部室（またはそれに準ずる活動場所）で行う。

(5) 活動場所に荷物を持っていき、一般下校時間以後は教室には戻らない。

(6) 部活動終了後、体操服・ジャージ・体育館履き等の個人荷物は原則持ち帰る。また、教室に戻ることは禁止する。（翌日、体育等で使用する場合は持ち帰る。）

(7) 部活動で使用する個人的な用具は、原則として教室や下駄箱には置かない。

第6章 昼食について

(1) 短縮日課時の昼食は、原則として自クラスの教室でとるものとする。また、昼食を購入するのは登校時とし、昼食時には校外には外出しない。昼食で出たゴミ類は各自持ち帰って処分する。

(2) 年間を通して、水・茶・スポーツドリンクを水筒に入れて持参しても構わない。

(3) 休日・長期休業中に限り、水筒の補充用としてペットボトルの持参を認める。中身は 水・茶・スポーツドリンクのみとし、活動中に購入しに行くことはしないようにする。

第7章 部費について

(1) 徴収部費は、部員一人につき月額300円、年額3600円を上限として徴収できる。

(2) 生徒会からの部費予算については、年度当初にその配当の仕方について顧問会で確認する。

第8章 活動場所について

(1) 部室・活動場所等のカギは毎回施錠し、活動時間外は職員室で管理をする。また、鍵を使用する場合はノートに必要事項を記入する。鍵は必ず活動終了前に所定の場所に返却する。また、消灯を必ず確認する。

(2) 常に美化安全に努め、清掃を定期的に行い、大掃除を年2回行う。

(3) 破損や事故を未然に防ぐよう心がける。起こった場合は速やかに顧問、教師に連絡をする。

(4) 部室の使用については以下のとおりとする。使用規定に反したり、学校生活に支障をきたしたりするような件が起こった場合は、部室使用を禁止する。

- ①部室の解錠は活動時間内とする。
- ②部室内での飲食はしない。
- ③各自の用具等は持ち帰ることを基本とし、部室内に保管することはしない。

(5) 運動部の練習場所として校舎を使用する場合は以下のことに留意する。

- ① 安全確保を最優先として、事故等がとならないように配慮する。
- ② 破損につながるような用具を使った練習はしない。
- ③ 委員会等の集まりをしている部屋の階では練習しない。
- ④ 活動場所の戸締まりを確認してから活動を終える。

(6) グランド使用については以下のことに留意する。

- ① 雨天後など状況を適切に判断して使用し、不明な場合は、顧問の判断を仰ぐ。
- ② 活動終了後、使用した範囲のグランド整備を必ず行う。
- ③ スパイク等で舗装された部分を歩くことはなるべく避ける。
- ④ スプリンクラーの使用は顧問が行うこととする。
- ⑤ 雷雨や雷、警報が鳴ったときは速やかに活動をやめ、避難する。

(7) 体育館使用については以下のことに留意する。

- ① 体育館専用のシューズを使用し、トイレ使用時はきかえを徹底する。
- ② 活動終了時に必ずモップをかけ、倉庫内の整理整頓を心掛ける。
- ③ 消灯を必ず確認する。

第9章 統廃合について

生徒数の減少に伴い、職員も減少する。その際、現在の部活動数では、各部活動の顧問を確保することができないことから、部活動数が課題となるため、部活動の統廃合は、以下の通りとする。

- (1) 運動部において大会参加（団体）人数に満たない時、翌年度に新入生が入部しない場合は、その翌年度には募集しない。
- (2) 文化部は、統合できる部を検討する。
- (3) 文化部の最小活動人数を6人とする。それを下回る場合は、(1)と同じ扱いとする。

第10章 補足

- (1) 以上の規約に違反したときは、顧問会または顧問長の判断で部の活動を停止することがある。
- (2) 以上の規約は令和4年度までのものを一部改訂し、令和5年4月1日より施行する。